

茨木市農業経営開始事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、市内において新規就農者が農業経営（以下「経営」という。）を開始する事業に対し、市が補助金を交付することにより新規就農者の就農意欲の喚起及び就農後の定着を促進し、もって農業の振興及び市民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内を就農地として経営を開始する事業であること。
- (2) 国の新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記2第5の2(1)に掲げる要件に該当する者が行う事業であること。
- (3) 経営の開始後5年を経過していない事業（複数の者が農業法人を設立し、共同経営する場合にあっては、当該者の中に経営の開始後5年を経過している者が含まれていない事業）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団密接関係者が行う事業でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国要綱別記2第6の2の規定を順守して行われる事業であること。

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費は、補助の対象となる事業に要する経費とする。

（補助金額及び補助期間）

第4 補助金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。

- 2 前項の場合において、複数の者が農業法人を設立し、共同経営するとき（当該農業法人及び当該者それぞれが国要綱別記2第5の2(1)カに掲げる要件に該当するときに限る。）の補助金の額は、1月につきそれぞれ前項の規定により算定した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、夫婦で経営を開始し、国要綱別記2第5の2(2)イ(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たす場合は、1年につき夫婦合わせて第1項の規定により算定した額に1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 補助期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とし、補助金の交付は、半年ずつを1単位として行うものとする。ただし、補助金の交付について、市長が必要と認めたときは、1年分を一括で交付できるものとする。

（青年等就農計画等の承認の申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等承認申請書兼変更承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に青年等就農計画等の承認を申請しなければならない。

- (1) 青年等就農計画認定申請書の写し
- (2) 青年等就農計画認定書の写し
- (3) 経営開始資金申請追加資料
- (4) 個人情報の取扱いに係る同意書（様式第9号）

（青年等就農計画等の承認の決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課等の関係機関や国要綱別記2第7の2(11)のサポート体制の関係者による面接等を行い、その内容を審査し、適当と認めたものについて青年等就農計画等の承認を決定し、申請者に対し青年等就農計画等承認通知書（様式第2号）により通知する。

（青年等就農計画等の変更）

第7 第6の規定により青年等就農計画等の承認の決定を受けた者は、当該青年等就農計画等の内容を変更しようとするとき（当該変更が追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微なものであるときを除く。）は、第5に準じて青年等就農計画等承認申請書兼変更承認申請書に変更後の第5第1号から第3号までに掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、申請者に対し青年等就農計画等変更承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の交付申請）

第8 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市農業経営開始事業補助金交付申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第4の第1項から第3項までに規定する補助金の額のうち半年分を1単位（市長が必要と認めたときは1年分を1単位）として市長に指定された期日までに行うものとする。

（補助金の交付決定）

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市農業経営開始事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（変更の申請）

第10 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該申請の内容を変更しようとするときは、第8に準じて茨木市農業経営開始事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市農業経営開始事業補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第11 第9の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市農業経営開始事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（就農状況の報告及び確認等）

第13 補助金の交付を受けた者は、補助期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（国要綱別記2別紙様式第9-1号及び同様式中に規定された添付書類をいう。）を市長に提出しなければならない。

また、補助期間終了後5年間（2の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（国要綱別記2別紙様式第9-1号-1）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに就農中断届（国要綱別記2別紙様式第15号）を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（国要綱別記2別紙様式第16号）を提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、補助期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（国要綱別記2別紙様式第21号）を提出しなければならない。

4 市長は、前項の就農状況報告の提出を受けたときは、国要綱別記2第7の2(5)に規定された方法により補助金の交付を受けた者の就農状況報告の確認を行う。

5 前項の規定による確認の結果、市長が必要と認めるときは、国要綱別記2第7の2(5)に規定された方法により補助金の交付を受けた者に対して助言及び指導を行

う。

（住所等の変更）

第14 補助金の交付を受けた者は、補助期間内及び補助期間終了後5年間に住所、電話番号その他市長が必要と認める事項を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（国要綱別記2別紙様式第12号をいう。）を市長に提出しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、作業日誌及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し）を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第17 補助金の交付を受ける者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年から起算して10年間保存しなければならない。

（財産管理）

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した価格の単価が500,000円以上の財産（第19において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間（第19第1項において「処分制限期間」という。）においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限等）

第19 補助金の交付を受けた者は、取得財産等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると

見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助事業の中止）

第20 補助金の交付を受けた者は、補助事業を中止する場合は、中止届（国要綱別記2別紙様式第6号をいう。）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の休止及び再開）

第21 補助金の交付を受けた者は、病気その他のやむを得ない理由により補助事業を休止する場合は、休止届（国要綱別記2別紙様式第7号をいう。）を市長に提出しなければならない。なお、休止期間は、原則1年以内とする。

2 前項の休止届を提出した者が事業を再開する場合は、経営再開届（国要綱別記2別紙様式第20号をいう。）を市長に提出しなければならない。

（補助の取消し等）

第22 市長は、補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させること（次項及び第23第1項においてこれらを「取消し等」という。）ができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 国要綱別記2第5の2(3)及び(4)の経営開始資金の交付の停止又は資金の返還に関する規定に該当したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(5) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の場合において、同項第2号に該当するときの取消し等の方法は、国要綱別記2第5の2(3)及び(4)の経営開始資金の交付の停止又は資金の返還に関する規定によるものとする。

（返還免除）

第23 第22の規定により取消し等を受けた者は、当該取消し等が病気、災害等のやむを得ない事情によるものであり、補助金の返還免除を受けようとするときは、返還免除申請書（国要綱別記2別紙様式第18号をいう。）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還免除申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて補助金の返還免除を決定し、申請者に通知する。

（情報の共有）

第24 市長は、国要綱別記2第6の2(1)の規定による青年等就農計画等の承認申請を行った者の情報を就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベースに登録し、

国、全国農業委員会ネットワーク機構、大阪府、茨木市農業協同組合、茨木市農業委員会、大阪府農業共済組合、株式会社日本政策金融公庫及び一般財団法人大阪府みどり公社（次項において「関係機関」という。）との間で共有するものとする。

2 関係機関は、前項の規定により取得した情報については、適正に取り扱い、国要綱、大阪府新規就農者確保事業費補助金交付要綱（平成24年6月6日施行）及びこの要綱の目的以外に利用してはならない。

（サポート体制の整備）

第25 市長は、国要綱別記2第7の2(11)のサポート体制を整備するものとする。

（国要綱の順守）

第26 市長並びに補助金の交付を受ける者及び受けた者は、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、国要綱別記2の経営開始資金の交付に関する規定を順守しなければならない。

（市長の指示）

第27 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から実施する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

青年等就農計画等承認申請書兼変更承認申請書

青年等就農計画等について、次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 添付書類

- （1）青年等就農計画認定申請書の写し
- （2）青年等就農計画認定書の写し
- （3）経営開始資金申請追加資料
- （4）個人情報の取扱いに係る同意書（変更承認申請の場合を除く。）

様式第2号（第6 関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏 名

様

青年等就農計画等承認通知書

年 月 日付け申請の青年等就農計画等は、次の条件を付けて承認します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7 関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏 名

様

青年等就農計画等変更承認通知書

年 月 日付け申請の青年等就農計画等は、次の条件を付けて変更承認します。

条件

年 月 日

茨木市長

印

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名 ㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市農業経営開始事業補助金交付申請書

茨木市農業経営開始事業補助金の交付を次のとおり申請します。

補助期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する補助金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア) 円		
今年度の補助金額	(イ) 円		
今回の補助申請額	円		
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
※2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

添 付 書 類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地台帳及び契約書等の写し※
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））※
- ・離職票の原本（離職票の掲示が可能な場合）又は雇用保険受給資格者証の写し（離職票は面談時に提示するものとする。）
- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。
※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は記入（添付）しなくてもよい
- ・前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏 名 様

茨木市農業経営開始事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市農業経営開始事業補助金は、次の条件を付けて、
金 円を交付します。

条件

年 月 日

茨木市長

印

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

茨木市農業経営開始事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市農業経営開始事業補助金
について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第7号 (第10関係)

茨木市指令 第 号

住所

氏 名

様

茨木市農業經營開始事業補助金變更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市農業経営開始事業
補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円

変更増減額 円

変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長



年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所
氏 名 ㊟

茨木市農業経営開始事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次の
とおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

（あて先）茨木市長

個人情報の取扱いに係る同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

茨木市農業経営開始資金事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、茨木市農業経営開始資金事業の実施に際して得た個人情報について、大阪府及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、就職準備資金・経営開始資金交付対象者データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	国、全国農業委員会ネットワーク機構、大阪府、 茨木市農業協同組合、茨木市、茨木市農業委員会、大阪府農業共済組合、 株式会社日本政策金融公庫、一般財団法人大阪府みどり公社
-----------------	--

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

（自署の場合は押印不要）